**公示送達**

　土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による○○都市計画事業○○土地区画整理事業の下記の者に対する仮換地の使用収益開始日の通知は、送付すべき場所を確知することができないので（送付を受けるべき者が受領を拒んだので）、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて、その内容を次のとおり公告します

　令和○○年○月○日**（※①）**

　　○○都市計画事業

　　○○○土地区画整理事業

　　施行者　○○○市

　　代表者　○○○市長　○○　○○

記

１　通知書の送付を受けるべき者の住所及び氏名

　住所　○○県○○市○○町○○番地

　氏名　○○　○○

　住所　○○県○○市○○○番地

　氏名　○○　○○

２　通知の内容

令和○○年○月○日付○○○第○号で指定した仮換地について、使用または収益を開始することができる日を次のとおり定めたので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定により通知します。

仮換地の使用または収益を開始することができる日　　　　　　　　令和○○年○月○○日

仮換地の街区番号及び符号　○街区　符号○

仮換地地積　　　　　　　　　　　　○○㎡

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に○○県知事に審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）

２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に○○○市（訴訟においては○○○市を代表する者は○○○市長）を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に○○○市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

**（※①）**掲載日は、原稿をいただいた後、掲載可能な日をご連絡いたします。

・掲載希望日がある場合はご連絡ください。